

中津市新型コロナウイルス感染防止対策補助金

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する市内事業者に対し、消毒・除菌対応等にかかる経費を補助し、安全安心の確保による事業活動の維持を後押しします。

補助対象者

以下の要件を満たす方。

- ① 中小企業者であること。（小規模事業者を含む。）
- ② 市内で事業を行っていること。
- ③ 市税の滞納がないこと。

**対象者要件から「飲食店等」を削除し、
対象者を全業種に拡大しました**

対象期間

令和2年4月1日（水）～令和2年12月28日（月）

※すでに購入済みであっても、上記期間中に支払った経費であれば対象となります。

補助金額等

補助率：10／10

※申請は1事業者につき1回まで

補助金額：最大6万円

※複数事業所で対策を行った場合は最大12万円

補助対象経費

新たに実施した感染防止対策に直接必要と認められる経費

例：マスク、アルコール消毒液、ビニール手袋、体温計、飛沫防止ガード
などの購入及び設置にかかる経費

手続期間

令和2年7月1日（水）～令和2年12月28日（月）

《問合せ先》

詳しくは中津市のホームページをご覧ください。

中津市役所 商工・雇用政策課 電話 (0979) 22-1111 内線421・394

補助金交付手続きの流れ

1

●補助金交付申請 及び 実績報告

【添付資料】

- 市内で事業を行っていることが確認できるもの
- 令和2年4月1日から12月28日の間に感染防止対策にかかる経費の明細及び支払が確認できるもの
(領収書の写し等 ※物品毎の品名・金額・数量等がわかるもの)
- 申請要件に係る誓約書 兼 承諾書 (様式第2号)
- 感染防止対策を行ったことが確認できる写真 (設置状況等)
※工事などの場合は、工事前及び工事後がわかるようにすること。

●補助金の請求

【添付資料】

- 振込先口座の分かるもの (申請者名義の通帳の写し)

2

●補助金の交付 (不交付) 決定 及び 確定通知

補助要件を確認し、通知します。

3

●補助金の支払

申込方法

ホームページから申請書類をダウンロードのうえ添付書類を添えて、下記まで提出または、郵送をお願いします。

郵送先

〒871-8501

中津市豊田町14番地3

中津市役所 商工・雇用政策課 あて

中津市 感染防止対策

検索

クリック

※ 郵送によることができない場合など、下記の臨時窓口へ持参してください。

臨時窓口 中津市役所本庁舎 3階 303・304会議室

受付時間 平日 9:00~17:00